

## 高野山麓観光 PR 協働事業実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、高野山麓の広域観光振興を図るために、橋本・伊都広域観光協議会が事業者と協働して観光やイベントをPRすることを目的として、事業者を「高野山麓観光 PR パートナー」として登録するために必要な事項を定める。

### (登録要件)

第2 高野山麓観光 PR パートナーの登録対象事業者は、以下のいずれかに該当することを要件とする。

- (1) 橋本市、かつらぎ町、九度山町又は高野町に所在する事業者
- (2) 高野山麓の橋本・伊都広域観光協議会が推進する広域観光振興を理解し、協働してそのPRをしようとする事業者

### (登録の申込)

第3 第2に定める要件を満たし、高野山麓観光 PR パートナーに登録しようとする事業者は登録申込書(別記第1号様式)を橋本・伊都広域観光協議会会長(以下「会長」という)に提出するものとする。

### (事業者の登録・取消)

第4 会長は審査を行った内容等が登録要件を満たす場合は、高野山麓観光 PR パートナー登録台帳に登録し、事業者に通知するものとし、これを登録しないときは、その旨及びその理由を事業者に通知するものとする。

2 会長は、登録した事業者が高野山麓観光 PR パートナーとして適切でないと認めるときは当該登録を取り消すことが出来る。

なお、会長は当該登録を取り消したときは、その旨及びその理由を事業者に通知するものとする。

### (高野山麓観光 PR パートナーの役割)

第5 高野山麓観光 PR パートナーは、以下の項目のいずれかについて協力する。

- (1) Web 上でのPR
- (2) 商品販売時のPR
- (3) 事業所内でのPR
- (4) 営業時のPR
- (5) その他

### (橋本・伊都広域観光協議会の役割)

第6 橋本・伊都広域観光協議会は高野山麓観光PRパートナーに対して以下の支援を行う。

- (1) 橋本・伊都広域観光協議会 HP の高野山麓観光 PR パートナーリストに登録事業者名を掲載する。
- (2) 橋本・伊都広域観光協議会のチラシやパンフレットにおいて第1次掲載対象として取扱う。

(高野山麓観光 PR パートナーの登録廃止)

第7 会長は、以下の場合に高野山麓観光 PR パートナーの登録を廃止することができる。

- (1) 高野山麓観光 PR パートナーからの申し出があったとき。
- (2) 第2に定める登録要件を満たさなくなったとき。
- (3) 事業を中止し、かつ再開が見込まれないとき。